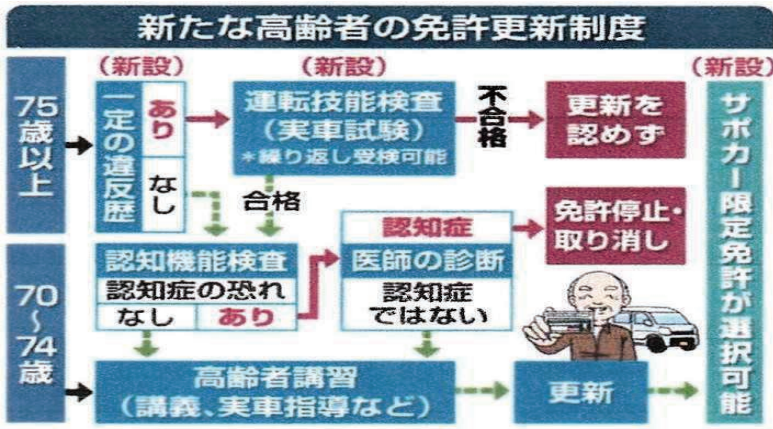




運転技術検査今年五月より義務化へ

〜第1種免許で七十点未満は不合格〜
二〇二二年五月十三日から、一定の違反履歴のある七十五歳以上の高齢ドライバーを対象に、運転免許の更新時に、実際に車を運転して能力を確認する「運転技術検査」の義務化を警察庁が発表しました。

- 一定の交通違反履歴がある七十五歳以上のドライバーが免許更新時に受ける「運転技術検査（実車試験）」について、二〇二二年の五月十三日から義務化されることが決まりました。
- 免許更新通知が届いた時点から過去三年に、
- 信号無視
- 逆走などの通行区分違反
- 追い越し車線の走行など通行帯違反
- 速度超過



- Uターンなど横断等禁止違反
- 踏切不停止・遮断踏切立入等
- 交差点右左折方法違反等
- 交差点安全進行義務違反
- 横断歩道等における横断歩行者等妨害
- 前方不注意など安全運転義務違反

○運転中の携帯電話使用
のいずれかの違反をした七十五歳以上のドライバーは、検査を受けなければなりません。

七十五歳以上の場合、認知症と診断されない限り必要な講習を受講すれば免許更新ができますが、運転技術検査の対象者は、認知症ではなくても期日までに検査を合格できなければ免許更新ができません。

第54回 ボランティア研修会 延期のお知らせ

1月30日(日)に「さわやか」の第54回ボランティア研修会を行なう予定でしたが、ご承知の通り福岡県をはじめ、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大しており、現在、まん延防止措置が要請されましたので、今回の研修会は延期することといたしました。

大変残念なことではございますが、何卒ご了承くださいませ。感染状況がよくなりましたら、再度、研修会の開催のお知らせを致しますので、ぜひご参加いただけますようお願い申し上げます。時節柄皆様におかれましてはくれぐれもご自愛くださいませ。



『新たな免許制度』

サポカー限定免許について

運転技術検査は自動車教習所のコースなどで実際に運転を行い、発進や指定速度での走行、交差点の通行などについて一〇〇点満点からの減点方式で採点が行われます。
第1種免許の場合、七十点未満が不合格となり免許更新ができなくなります。
また、逆走、信号を無視して横断歩道に入るを行つた場合は即不合格となります。ただし、運転技術検査は

一度不合格になっても、免許有効期限の六ヶ月前から期限内であれば繰り返し受けることができます。
また、前提として、運転技術検査の対象となるのは上述のとおり一定の交通違反履歴のある七十五歳以上のドライバーです。
無事故無違反の七十五歳以上の方は、この検査を受ける義務はありません。
(全国腎臓病協議会通院介護委員会発行 「は」となび」より抜粋)

高齢者の自動車事故が社会問題となる中、二〇二二年五月より新たな免許制度「サポカー限定免許」という新たな免許制度が始まります。今回の記事では、「サポカー限定免許」についてご紹介いたします。

サポカー限定免許の創設の狙い

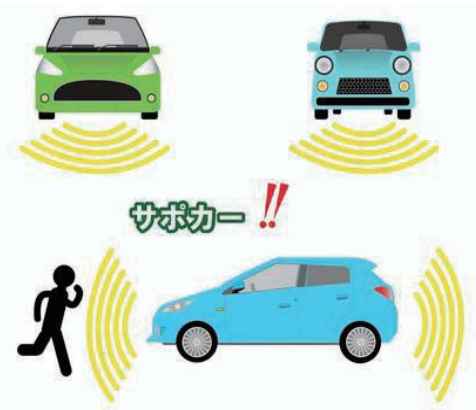
二〇二〇年六月に道路交通法が改正されました。

この改正法の条文に新たに追加されたのが、今回取り上げる「サポカー限定免許」に関連する条文の新設です。

もう一つは、一定の違反履歴のある七十五歳以上のドライバーに対する運転技術検査であり、こちらも二〇二二年五月からの実施が予定されています。



これまで、高齢ドライバーによる事故防止策として、運転免許の自主返納制度が



ありました。
現在では、社会的な問題意識の高まりにも後押しされる形で返納件数は上昇しており、昨年度は五〇万件を超える返納数となっています。

一方で、居住地の交通事情により免許を返納したくても車が欠かせない方が一定数いるかと思えます。

サポカー限定免許は、このような「生活に車は必要だが、運転が不安」という方を想定した免許制度です。勘違いしやすい制度ですが、あくまで、サポカー限定免許への切り替えは、自主的な申請となります。

交通違反や運転技術検査で不合格などによって強制的な切り替えは行われません。
(インターネットより参照)

